

訪問看護ステーションこうとくでは「訪問看護医療 DX 活用加算」を算定しています

訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴うウェブサイト掲示について

2024年の診療報酬改定により、当ステーションは地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）が、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行います。

これにより、訪問看護医療DX情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

(新) 訪問看護医療 DX 情報活用加算 5点 (50円) ※ 令和6年10月1日より算定開始

こちらの加算に対する当ステーションでの取組内容は以下の通りです。

記

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用をオンライン請求いたします。
2. 医療保険情報をオンライン資格確認にて行う体制を導入いたします。
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得及び活用することでより質の高いサービス提供を行います。
 - (1) 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報を活用して訪問看護等を実施いたします。
 - (2) マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じた質の高い医療の提供を実施いたします。
4. 上記の掲示事項についてウェブサイトに掲載しております。

以 上